

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】令和6年8月2日(2024.8.2)

【公開番号】特開2024-41638(P2024-41638A)
 【公開日】令和6年3月27日(2024.3.27)
 【年通号数】公開公報(特許)2024-056
 【出願番号】特願2022-146557(P2022-146557)
 【国際特許分類】
 A 6 3 F 7/02(2006.01)
 【F I】
 A 6 3 F 7/02 3 1 0 Z

10

【手続補正書】
 【提出日】令和6年7月25日(2024.7.25)
 【手続補正1】
 【補正対象書類名】特許請求の範囲
 【補正対象項目名】全文
 【補正方法】変更
 【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】
 【請求項1】

遊技球が流下可能な遊技領域を有する遊技盤を備えた遊技機であって、
前記遊技盤には、前記遊技領域を流下する遊技球が進入可能な第1特定流路を構成する第1特定部材と、前記遊技領域を流下する遊技球が進入可能な第2特定流路を構成する第2特定部材と、が設けられ、
前記第1特定部材と前記第2特定部材とは、異なる部材として構成されており、
前記第1特定部材の所定箇所には、前記第1特定流路よりも前方に位置する第1特定表示が設けられた第1特定シール部が貼り付けられるものであり、
前記第2特定部材の所定箇所には、前記第1特定表示とは異なる表示であって、前記第2特定流路よりも前方に位置する第2特定表示が設けられた第2特定シール部が貼り付けられるものであり、
前記第1特定表示を視認可能となる位置と、前記第2特定表示を視認可能となる位置のいずれも、遊技の進行状況によって変化しないようになっており、
前記第1特定表示は、少なくとも一部が前記第1特定流路と前後方向で重なる位置に設けられており、
前記第2特定表示は、少なくとも一部が前記第2特定流路と前後方向で重なる位置に設けられている

30

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】
 【補正対象書類名】明細書
 【補正対象項目名】0002
 【補正方法】変更
 【補正の内容】
 【0002】

40

従来より、遊技機としてのパチンコ機は、枠体と、枠体に対して着脱可能な遊技盤とを備えており、遊技盤には、遊技球が流下可能な遊技領域を有するとともに、入賞口やアウト口などの各種の入球口、および、それら入球口に対応する情報表記を有することが知られている(例えば、特許文献1参照)。

【手続補正3】

50

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

【特許文献1】特開2022-049227号公報（段落[0062]、図9）

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

しかしながら、従来の情報表記と同等の構成では、例えば、遊技機の開発過程や製造過程にて複数の入球口の何れがアウト口であるか等を確認・点検する際に手間が掛かってしまい、利便性が不十分であった。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、このような事情に鑑みてなされたものであり、その目的とするところは、従来よりも利便性を向上させることができる遊技機を提供することにある。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記した目的を達成するために、本発明の請求項1に係る発明によれば、
遊技球が流下可能な遊技領域を有する遊技盤を備えた遊技機であって、

前記遊技盤には、前記遊技領域を流下する遊技球が進入可能な第1特定流路を構成する第1特定部材と、前記遊技領域を流下する遊技球が進入可能な第2特定流路を構成する第2特定部材と、が設けられ、

前記第1特定部材と前記第2特定部材とは、異なる部材として構成されており、

前記第1特定部材の所定箇所には、前記第1特定流路よりも前方に位置する第1特定表示が設けられた第1特定シール部が貼り付けられるものであり、

前記第2特定部材の所定箇所には、前記第1特定表示とは異なる表示であって、前記第2特定流路よりも前方に位置する第2特定表示が設けられた第2特定シール部が貼り付けられるものであり、

前記第1特定表示を視認可能となる位置と、前記第2特定表示を視認可能となる位置のいずれも、遊技の進行状況によって変化しないようになっており、

前記第1特定表示は、少なくとも一部が前記第1特定流路と前後方向で重なる位置に設けられており、

前記第2特定表示は、少なくとも一部が前記第2特定流路と前後方向で重なる位置に設けられている

ことを特徴とする。

なお、本発明とは別の発明として、以下の手段を参考的に開示する。

（手段1）

外枠と、

10

20

30

40

50

前記外枠に開閉可能に設けられた本体枠と、
前記本体枠に着脱可能に設けられた遊技盤と、を備える遊技機であって、
前記遊技盤は、前面に遊技球が流下可能な遊技領域が形成される遊技板と、
前記遊技板の表側に設けられる区画部材と、を少なくとも有し、
前記区画部材は、前記遊技領域の外周を区画するものであって、
前記遊技領域の外周外側に位置するように設けられ、
該遊技領域の外周外側で分割された複数の区画部材片からなり、
前記複数の区画部材片のうちの少なくとも1つの特定区画部材片には、少なくとも側面
を除いた前面に複数の細かな凹凸からなる凹凸部が形成されており、
前記区画部材片は、前記遊技板にビスで固定され、
前記区画部材片には、前記遊技板に形成された位置決め孔に挿入される位置決めピンが
形成されている

10

ことを特徴とする。

【**手続補正7**】

【**補正対象書類名**】明細書

【**補正対象項目名**】0009

【**補正方法**】変更

【**補正の内容**】

【**0009**】

このように、本発明の遊技機においては、従来よりも利便性を向上させることができる

20

30

40

50